

市民意見の募集結果

小田原市都市公園条例等の一部改正（有料の公園施設関係）の素案に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原市都市公園条例等の一部改正（有料の公園施設関係）の素案
政策等の案の公表の日	令和２年１２月２２日（火）
意見提出期間	令和２年１２月２２日（火）から令和３年１月２０日（水）まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布（市内公共施設、ホームページ）

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	４件（１人）
インターネット	１人
ファクシミリ	０人
郵送	０人
直接持参	０人

無効な意見提出	０件（０人）
---------	--------

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	0
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	0
C	今後の検討のために参考とするもの	0
D	その他（質問など）	4

〈具体的な内容〉

(1) 施策に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）

(2) その他

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	県内の他の都市公園においてはポニー乗馬を行っている公園があるが、わんぱくらんどでポニー乗馬を継続していくことが困難な状況とは具体的にどのような状況なのですか？	D	指定管理者から委託されポニー乗馬の運営を行ってきたが専門業者が、飼育員の確保や運営経費の上昇等を理由に撤退しました。その後に行った複数の専門業者との交渉においても、条件面での調整がつかず、継続が不可能となりました。
2	わんぱくらんどホームページのポニー乗馬休止のお知らせのページ中にポニー乗馬を再開が出来るように努力する旨の記載があるが、市及び指定管理者において具体的にどのような努力がされてきたのですか？	D	市及び指定管理者において、ポニー乗馬を継続するために、複数の専門業者と飼育員の確保や運営経費など条件面についての交渉を行ってきました。
3	前記ホームページ内に代替として提示されている「移動動物園」はポニー乗馬休止中に何回行われましたか？ また、「移動動物園等」の移動動物園以外の事業はどのようなものが何回行われましたか？	D	代替の移動動物園は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、実施を見送りました。 また、「移動動物園等」の移動動物園以外の事業については、キックバイク（ストライダー）をふれあい広場で開始しました。

4	ポニー乗馬を再開する気があるのであれば、休止状態を継続させいつでも再開できるようにしておいてもよいのではないですか？	D	今後も動物とふれあえる機会を提供できるよう、常設によらない運営方法などを検討することとしたので、その中で考えていきます。
---	--	---	--

4 提出意見と関係なく変更した点

特になし